

2023年4月1日以降



# 全理連 療養補償共済制度(所得補償コース) [所得補償保険]



全国理容生活衛生同業組合連合会

※本共済制度は、団体保険契約者である全理連が、組合員の加入依頼に基づき組合員本人を加入対象者として損保ジャパンと締結する所得補償保険によって運営されています。

※この制度では、「給付金額を保険金額」、「給付金を保険金」、「契約期間を保険期間」と読み替えさせていただきます。

# もし、ケガや病気で仕事ができなくなったら…

## 日常生活からレジャーまで



仕事中からレジャーまで、国内外を問わず、地震などの天災もOK!! ケガや病気で就業不能<sup>(注)</sup>になったときの所得の減少を補償します。

(注)就業不能とは、ケガまたは病気により、その治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、理容業に全く従事できない状態をいいます。(医師の指示による自宅療養を含みます。)

## 健康診断は不要

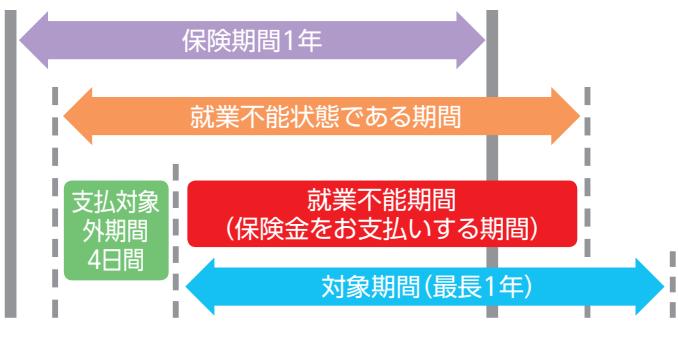


ご加入時に、医師による診査などは必要ありません。健康状態の告知をいただくことでご加入いただけます。

※告知の内容によってはご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

●保険期間中に、ケガや病気で働けなくなった(就業不能になられた)場合、対象期間内の就業不能期間に対し、月々の所得の補償として保険金をお支払いします。

### 〈所得補償コース(所得補償保険)仕組図〉



### 〈所得補償保険金のお受取りイメージ〉

保険金額114,000円(50~54歳、3口加入の場合)

保険期間中に交通事故にあい、3か月と14日就業不能となった。

1か月目  
114,000円 + 2か月目  
114,000円 + 3か月目  
114,000円 + 10日分  
38,000円

合計

合計380,000円お受け取りいただけます。

### お得な掛け金

▼月払1,000円(1口)

掛け金は毎月払で、1口あたり1,000円です。  
(ご加入年齢が満15~19歳の方は500円です。)

### 充実の補償

▼最高月額30万円まで補償

加入口数は、保険金額月額30万円までの範囲で、設定してください。

※平均月間所得額の範囲内でご加入ください。

※所得補償保険は、所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットした保険で、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中に、病気またはケガにより就業不能となった場合の所得の減少に備える保険です。

※本制度は保険会社の所得補償保険によって運営されています。

#### 掛け金について

●掛け金は、男女同一です。

●保険金額(または保険料)は、保険始期日時点の満年齢によります。

●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。

●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。

次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。

(2022年11月現在)

### 1口あたりの月額保険金額

対象期間：1年間 支払対象外期間：4日間  
職種級別2級、団体割引30%、優良割引10%、  
天災危険補償特約セット

加入年齢(満)	月額保険金額
15歳～19歳	82,000円<3口 <sup>※</sup> >
20歳～24歳	110,000円<2口 <sup>※</sup> >
25歳～29歳	99,000円<3口 <sup>※</sup> >
30歳～34歳	80,000円<3口 <sup>※</sup> >
35歳～39歳	65,000円<4口 <sup>※</sup> >
40歳～44歳	52,000円<5口 <sup>※</sup> >
45歳～49歳	44,000円<6口 <sup>※</sup> >
50歳～54歳	38,000円<7口 <sup>※</sup> >
55歳～59歳	36,000円<8口 <sup>※</sup> >
60歳～64歳	35,000円<8口 <sup>※</sup> >
65歳～69歳	32,000円<9口 <sup>※</sup> >
70歳～74歳	19,000円(継続加入のみ)
75歳～79歳	13,000円(継続加入のみ)

※加入限度口数

◎掛け金は、保険料および制度運営費で構成されています。内訳は2ページの【契約概要のご説明】の「●掛け金」欄を参照ください。

通算1,000日まで保険金のお支払いが可能!

\*2016年4月1日以降保険始期契約(契約更新日が、2016年4月1日以降のご契約)より「通算支払限度期間に関する特約」がセットされています。

\*これにより、この特約をセットした初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日までの保険金のお支払いが可能になりました。\*

\*：1回の就業不能(1事故)に対する対象期間は従来どおり1年間が限度です。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

**加入者(被保険者)の加入資格(加入申込者は組合員となります。)**

- ①組合員、従業員およびその家族であること  
※家族とは配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族をいいます。
  - ②理容業に従事し、理容業による所得のある方
  - ③満15歳以上、満70歳未満の方（継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。）

## 告知の大切さについてのご説明

- 加入申込書兼健康状態告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
  - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

## 支払対象外期間について

就業不能開始日から連続して4日間が支払対象外期間となり、この期間は保険金のお支払対象となりません。

## 保険期間開始日と保険期間

- 保険期間開始日：毎月1日
  - 保険期間：保険期間開始日の午後4時(新規加入の方は午前0時)から1年間  
※継続加入の場合は、掛金の払込みをもって自動的に更新します。

⚠ ご注意ください

- 年齢は保険期間の初日現在における満年齢です。
  - 他の所得補償保険などに重複して契約されている場合、本人の所得を限度額として保険金が按分されますので、加入口数の設定にはご注意ください。
  - 満70歳以上の方は継続加入のみとなっております。(増口できません。)
  - 就業不能と疾病の因果関係確認などのため医療機関への照会、調査を行う場合があります。
  - 理容業による所得がない方は、本制度に加入することができません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

[加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。]

## 全理連 療養補償共済制度（所得補償コース）のあらまし【契約概要のご説明】

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
  - 保険契約者：全国理容生活衛生同業組合連合会
  - 保険期間：保険期間開始日（毎月 1 日付）の午後 4 時（新規加入の方は午前 0 時）から 1 年間となります。
  - 申込締切日：毎月、保険期間開始日の前月末日（連合会着）
  - 募集文書有効期間：2024 年 3 月 1 日始期契約まで有効
  - 引受条件（保険金額等）、掛金・掛け金払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
    - 加入対象者：全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員にかぎります。
    - 被保険者：組合員、従業員およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。  
なお、理容業に從事し、理容業による所得のある方にかぎります。  
(新規加入の場合：満 15 歳以上満 70 歳未満の方、継続加入の場合：満 79 歳まで。)
    - お支払方法：毎月の掛け金は、各組合・支部で定められた所定の方法および期日までにお払い込みください。（12 回払）
    - お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の所属組合までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書兼健康状態告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
の既 皆 加入 ま 者	前年と同条件のプランで継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書兼健康状態告知書」※をご提出いただきます。 ※ 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「異動通知書」をご提出いただきます。

- 中途脱退・掛金 : この共済制度から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の所属組合までご連絡ください。
  - : 本制度の掛金は、保険料および制度運営費で構成されています。（1口あたりの掛金：1,000円（「15歳～19歳」は500円）、1口あたりの保険料：「満15歳～満19歳」443円、「満20歳～満24歳」880円、「満25歳～満29歳」871円、「満30歳～満34歳」872円、「満35歳～満39歳」871円、「満40歳～満44歳」863円、「満45歳～満49歳」858円、「満50歳～満54歳」851円、「満55歳～満59歳」860円、「満60歳～満64歳」854円、「満65歳～満69歳」858円、「満70歳～満74歳」927円、「満75歳～満79歳」888円）  
(保険期間1年、職種級別2級、天災危険補償特約セット)  
※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代、事務管理費など）に使用されます。
  - 団体割引（30%割引適用）、過去の損害率による割増引（10%割引適用）は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
  - 満期返りい金・契約者配当金：この保険には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<b>所得補償保険（基本補償）（＊）</b>  被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="background-color: #6aa84f; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>お支払いする保険金の額 = 保険金額（月額）<sup>(※1)</sup> × 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）<sup>(※2)</sup> の月数<sup>(※3)</sup></b> </div> <div style="background-color: #ffffcc; color: black; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> <b>就業不能期間（保険金をお支払いする期間）<sup>(※2)</sup> = 就業ができない期間 - 支払対象外期間</b> </div> <p>(※1) 加入申込書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。            (※2) 加入申込書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。            (※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。            (注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。            (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。            (注3) 初年度加入の継続の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となつた場合を除きます。            ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額            ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額            (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なつた就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。            (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。            なお、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。            (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。            (注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間ではなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。            なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</li> <li>④妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為<sup>(※1)</sup>）を除きます。）、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないものなど</li> </ul> </li> <li>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。               <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転など</li> </ul> </li> <li>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。               <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>⑨妊娠または出産を原因とした就業不能</li> </ul> </li> <li>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</li> <li>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</li> </ul>

(\*)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になつたときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### その他ご注意いただくこと

#### ●特定疾病等対象外特約について

- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。  
 ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。  
 (削除できない場合の例)  
 ○補償対象外とする疾病群が複数の場合  
 ○告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合など

- ・詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度<sup>(※)</sup>を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。  
 (※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。
- ・他の保険契約等<sup>(※)</sup>にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することができますので、ご加入時にお申し出ください。  
 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

## 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	<p>就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入申込書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>（※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。</p>
就業不能	<p>身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院（※）していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。</p> <p>（※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、理容業務に全く従事できない状態をいいます。</p>
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	<p>対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。</p> <p>（※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。</p>
傷害（ケガ）	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「急激」とは、突然的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。</li> <li>・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。</li> <li>・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</li> </ul> <p>（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>
所得	加入申込書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	<p>傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害をいいます。</p> <p>（※）骨髄採取手術を含みます。</p>
身体障害を被った時	<p>次の①または②のいずれかの時をいいます。</p> <p>① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。</p> <p>② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。</p> <p>（※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。</p>
対象期間	<p>支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入申込書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>（※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入申込書等記載の期間をいいます。</p>
入院	<p>医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>（※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。</p>
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入申込書・告知書の記載内容に間違いかないか十分で確認ください。
- 加入申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行なう上で重要な事項となります。  
ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。

② 特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。

③ 今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

### 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 理容業務から職業を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく所属組合、全理連、または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく所属組合、全理連または損保ジャパンまでご通知ください。

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、所属組合、全理連または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口（所属組合）にお申し出ください。

- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

① 他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合

② 加入申込書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

③ 他の保険契約等がある場合

など

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めるることができます。

お手続き方法等につきましては、所属組合、全理連または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時（新規加入の場合は午前0時）に始まります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに所属組合、全理連または損保ジャパンまでご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。
- 保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
(1) 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	全理連療養補償共済制度（所得補償コース）給付金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
(2) 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	診断書、入院通院状況・就業不能期間申告書、事故証明書など
(3) 就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、入院通院状況・就業不能期間申告書、治療費領收書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など
(4) 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
(5) 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

（注1）就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2）身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等をご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

●保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、所属組合、全理連または損保ジャパンにご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができます。かかる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

### 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

（引受割合等については取扱代理店までお問い合わせください。）

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社（幹事）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 本制度では制度運営の健全性維持およびサービス提供のため、お客様の事故に関する情報（事故状況や支払保険金など）を引受保険会社が団体契約者である全国理容生活衛生同業組合連合会に提供いたします。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約  保険金額  保険期間  
 保険料、保険料払込方法  満期返りい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。  
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。  
【補償重複についての注意事項】  
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。  
 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。  
 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前 12 か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

もう一度  
ご確認ください。



### 3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

#### 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●幹事保険会社	損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで、土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)
●指定紛争解決機関	損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ <a href="https://www.sonpo.or.jp/">https://www.sonpo.or.jp/</a> ）
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、所属組合、全理連または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)	
●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご縛りいただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。	
●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト ( <a href="https://www.sompo-japan.co.jp/">https://www.sompo-japan.co.jp/</a> ) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。 ご不明点等がある場合には、所属組合、全理連または損保ジャパンまでお問い合わせください。	

#### 各都道府県理容組合 電話番号一覧

北海道	011-621-4648	神奈川	045-771-3422	大阪	06-6358-0071	徳島	088-623-7273
青森	017-734-8437	埼玉	048-542-6572	京都	075-841-2558	愛媛	089-923-5567
秋田	018-800-6258	山梨	055-233-8778	滋賀	077-510-1010	高知	088-875-6709
山形	023-645-3525	東京	03-3954-8291	奈良	0742-22-2780	福岡	092-751-5948
岩手	019-622-8774	長野	0263-33-6650	和歌山	073-444-5400	熊本	096-372-1818
宮城	022-374-4333	静岡	054-253-4417	兵庫	078-577-1881	鹿児島	099-226-3636
福島	024-923-2016	愛知	052-741-4088	岡山	086-225-3071	佐賀	0952-23-8793
群馬	027-221-9804	岐阜	058-264-2595	広島	082-296-1001	長崎	095-824-2033
栃木	028-622-3517	三重	059-226-6300	山口	083-973-0051	大分	097-574-6611
新潟	025-223-0992	石川	076-232-2362	島根	0852-21-8865	宮崎	0985-27-6511
茨城	029-225-2521	富山	076-441-0604	鳥取	0857-27-7204	沖縄	098-863-8045
千葉	043-242-5415	福井	0776-61-2443	香川	087-834-7649		



### 全国理容生活衛生同業組合連合会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4  
TEL 03-3379-4111 FAX 03-3378-9864

受付時間：平日の9:00～17:00

（土日、祝日、年末年始を除きます。）

全理連ホームページアドレス <https://www.riyo.or.jp>

〈幹事保険会社〉



### 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

〈取扱代理店〉



### 損保ジャパンパートナーズ株式会社

団体職域第二部

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 三井ビルディング17階

TEL 03-6279-0654 FAX 03-6279-0695

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）